

# 令和7年度 空き家相談会

参加費  
無料

市では、空き家所有者等の悩みに対し、専門的な知識で多角的にサポートするため、専門家による空き家相談会を2回開催します。この機会に空き家に関する悩みを相談してみませんか？

- ◆日時 第1回 11月13日(木) 13時～16時50分 (1組50分程度)  
第2回 令和8年1月14日(木) 13時～16時50分 (1組50分程度)

◆会場 市役所1階101会議室

◆内容 空き家の売買・賃借等、相続などに関する相談等 (個別相談)  
※相談員は、千葉司法書士会、(公社)全日本不動産協会、  
(一社)千葉県宅地建物取引業協会の職員

◆対象 市内に空き家を所有している方、相続する予定の方、今後空き家を所有しそうな方など

- ◆定員 ①～④の各時間帯で2組ずつ (申込順)  
①13時～13時50分 ②14時～14時50分  
③15時～15時50分 ④16時～16時50分

◆申込 10月1日(木) 8時30分～  
窓口・電話・メール・申込フォームにて (事前予約制)  
※相談にあたり、参考となる資料をお持ちください。



▲申込フォーム

申込み・問合せ 建築課 (8階) ☎(20)1588 FAX(20)1606  
✉kentiku@city.mobara.chiba.jp

～認知症になっても安心して暮らし続けるために～

## 「任意後見制度」をご存じですか？

任意後見制度とは、将来、自身の判断能力が低下した場合に備え、自分で任意後見人を決めておく制度です。支援が必要になった際、事前に決めた契約内容 (福祉サービスの申請・契約、入院手続き、各種料金の支払い、財産管理など) に基づき任意後見人からの支援を受けることができ、「老後の安心設計」につながります。



詳しくは、「成年後見はやわかり」(厚生労働省) のウェブページをご覧ください。 ▲ウェブページ

今は大丈夫だけれど、将来いろいろな手続きやお金の管理が自分でできなくなったら、頼れる親族もいないし、信頼できる人に支えてもらいたい。



問合せ 高齢者支援課地域包括支援室 (2階) ☎(20)1583 FAX(20)1610